

中小企業向けの新しい融資が始まりました

お気軽にご相談ください

市では、中小企業（個人事業主を含む）を対象に長期・低利・固定で事業資金を融資する商工金融資金制度を設けています。これは、福岡県信用保証協会の保証を付けた金融機関からの融資です。

また、各種相談窓口を設けていますので、お気軽にご相談ください。

緊急経営安定化特別資金の創設

平成21年度から、「緊急経営安定化特別資金」（融資期間10年以内、据え置き

緊急経営安定化特別資金の概要

資金名	対象者	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率	保証人
一般枠	最近3か月の売上げや受注額が過去5年間のいずれか同期と比較して、5%以上減少している人など	4,000万円	10年以内	1.70%	0.23~1.30%	原則、個人法 人は不要、代 表者は代表者
特例枠	セーフティーネット1~6号の認定を受けた人	8,000万円		1.50%	0.40%	
	セーフティーネット7~8号の認定を受けた人			1.70%	0.30%	

中小企業向け融資制度の概要(主なもの)

資金名	対象者	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率	保証人
商工業振興資金	中小企業者等	1億円	設備10年以内、運転7年以内	1.90%	0.36~1.66%	原則、個人法 人は不要、代 表者は代表者
小口事業資金	小規模企業者	1,250万円	7年以内	1.60%	0.33~1.72%	

●保証料率は経営状況等に応じて適用されます。また、保証料率の一部を市が負担することにより、利用者の負担を軽減しています。

〈※〉の対象となっている指定業種の認定期間は、平成22年3月31日までです。

※セーフティーネット5号とは、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業を支援する制度で、融資の保証限度額の別枠化等を行うものです。

融資を申し込むには

▽市内に主たる事業所があり事業を営んでいること
▽市税の滞納がないこと
また、商工金融資金制度は、取扱金融機関を通じて、福岡県信用保証協会に保証の依頼をしますので、信用保証協会などによる審査があります。

申し込みに必要な書類

1. 借入申込書
 2. 税務証明書
 - ①個人市県民税または法人市県民税の納税証明
 - ②市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明
 3. その他
 - ①設備資金⇒見積書、カタログ、平面図
 - ②許認可業種⇒許認可証の写し
 - ③建設業・測量業・設計業⇒受注工事明細書
 - ④法人⇒最近の決算書(原則二期分)、残高試算表、履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)、定款の写し▽個人⇒確定申告書の写し(原則二期分)
- ◎資金によってはほかに必要な書類があります。

緊急経営安定化特別相談窓口を設置

地場中小企業の資金需要や金融・経営相談などを総合的に支援するため、現在「緊急経営安定化特別相談窓口」を設置しています。当分の間、継続しますので、ご利用ください。

受付時間⇒平日午前9時~午後5時(土日祝日は休み)

開設場所⇒博多区博多駅前2丁目9-28商工会議所ビル2階 中小企業サポートセンター内

相談内容⇒中小企業診断士や専門相談員による金融・経営・法律などの各種相談を実施しています。市内に主たる事業所がある中小企業者については、セーフティーネット5号の認定も行います。



中小企業の経営安定化に向け、総合的に支援しています

【相談・問合せ先】
 市中小企業サポートセンター
 ▷創業・経営支援課金融係
 ☎441-2171 ☎441-3211
 ▷経営相談室
 ☎441-0505 ☎441-3211
 ホームページ
www.city.fukuoka.lg.jp/industry/



平成21年度 特定健診のご案内

市特定健診イメージキャラクター「よかるーもん」

市国保の受診方法

平成20年度から医療保険者ごとに、生活習慣病予防のための「特定健診」を実施しています。自分の体の状態を知り、生活習慣を見直すきっかけとするため、1年度に1回、特定健診を受けましょう。また、市が実施しているがん検診等も一緒に受診できます(別途費用が必要)。詳細は、今号折り込みの「健康ガイド」をご覧ください。

〈受診対象者〉
市国保の加入者で、平成21年度内に40歳以上75歳未満の人。対象者は、保険証3面の「特定健診受診対象者の氏名」欄に氏名が記載されています。

〈健診の内容〉
身長・体重・腹囲測定、血圧測定、尿検査、血液検査(中性脂肪・コレステロール・空腹時血糖・肝機能等)

〈受診費用〉
自己負担500円。ただし、満70歳以上75歳未満の人、市民税非課税世帯(要証明書)の人は無料です。

〈受診方法〉
保険証送付時に同封の「受診場所と連絡先」へ、電話予約してください。受診時に保険証が必要です。

〈受診できる期間〉
平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで。前年の健診結果と比較できるので、毎年同時期の受診をお勧めします。

【問合せ先】
市国民健康保険案内センター(☎711-4266 ☎733-5756)
※市国保以外は下記へ▽社会保険⇒健康保険証に記載の連絡先▽後期高齢者(長寿医療制度)⇒5面参照

4月からの主な変更点

①保険証で受診できます(市国民健康保険の場合)
平成20年度に対象者へ送付していた「特定健康診査受診券」を廃止しました。4月からは、市国民健康保険(以下、市国保)の特定健診は、国民健康保険被保険者証(以下、保険証)だけで受診できます。満65歳以上の方は、介護保険被保険者証も必要です。

②40歳以上75歳未満の人に対象が拡大
平成20年度は、年度内に40歳から74歳に到達する人が対象でしたが、制度見直しにより、4月からは年度内に75歳に到達する人も、誕生日の前日まで受診できるようになりました。

おまかせください、水のトラブル!

蛇口の水漏れ修理
基本料金 ¥5,000

トイレのつまり修理
基本料金 ¥8,000

パイプのつまり修理
基本料金 ¥8,000

—戸建てはもちろん
集合住宅・ビル・飲食店の
水漏れ・つまり修理から
水道工事まで
おまかせください。

24 Hours
早くても早くても
安心。

ご依頼から作業完了まで
スピーディーな対応を
心掛けております。

イメージキャラクター 森末慎三

24時間受付/365日対応/出張費・点検・お見積り無料

0120-500-500

携帯・PHS OK

— 全国に広がる「安心」と「信頼」のネットワーク —
 福岡支社: 福岡市博多区東比恵 2-22-24
 福岡市水道局指定給水装置工事事業者 第1279号

各種カードでのお支払いも承ります。

QRコード対応の携帯にて撮影するとクラシアンモバイルサイトにアクセスできます。